

家庭裁判所の機構と組織

家庭裁判所は、各都道府県庁所在地と函館、旭川、釧路の合計50か所に置かれています。このほか全国203か所に支部が、77か所に家庭裁判所出張所が、それぞれ設けられています。

家庭裁判所の職員として裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官等がいる点は他の裁判所と同じですが、このほかに、家庭裁判所調査官（補）と医師又は看護師である裁判所技官がいます。

家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学等の知識や技法を活用して、事実の調査や調整など、家庭裁判所の科学的機能を担う専門的な仕事をしています。医師（精神科、内科）又は看護師である裁判所技官は、必要に応じて、家事事件の当事者や少年の心身の状況について診断等を行っています。

このほか事件の処理に国民の知識、経験をいかす制度として、家事調停については調停委員制度が、家事審判及び人事訴訟については参与員制度があり、いずれも極めて重要な役割を果たしています。



神戸家庭裁判所



熊本家庭裁判所高森出張所



裁判所職員総合研修所

家庭裁判所の取り扱う事件と手続

家庭裁判所は家事部と少年部に分かれています。家事部では、家庭や親族の問題に関する家事事件及び人事訴訟事件を取り扱っています。また、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所の家事部では、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（いわゆるハーグ条約実施法）に基づく子の返還に関する事件も取り扱っています。一方、少年部では、非行少年の問題に関する少年事件を取り扱っています。

家 事 事 件

家事事件とは

家事事件手続法その他の法律で定める家庭に関する事件を指し、家事審判事件と家事調停事件の2種類に分かれています。

家事審判事件は、更に家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての事件（以下「第一事件」といいます。）と同法別表第二に掲げる事項についての事件（以下「第二事件」といいます。）に分かれています。第一事件には、子の氏の変更の許可、相続放棄、名の変更の許可、後見開始、養子縁組の許可などがあります。これらの第一事件は、公益的性格が強いため、家庭裁判所が後見的な立場から関与するものです。また、一般に当事者が対立して争う性質の事件ではなく、当事者間の合意による解決も考えられないことから、専ら審判のみによって取り扱われています。

第二事件には、親権者の指定・変更、遺産分割、養育費の請求等の子の監護に関する処分、婚姻費用の分担などがあります。これらの第二事件は、当事者が対立して争う性質の事件であることから、第一次的には当事者間の話し合いによる自主的な解決が期待され、審判によるほか、調停によっても取り扱われています。

家事調停の対象となる事件は、家庭に関する事件で、第二事件のほか、夫婦間の離婚が代表的な例として挙げられます。離婚など訴訟の対象となるものは、原則として訴訟を提起する前に家事調停を経ることになっています（調停前置主義）。

家事手続案内

家庭裁判所では、家庭裁判所の手続を利用しやすくするため、窓口を訪れた人の抱えている問題が家庭裁判所の審判や調停の手続によって扱うのに適しているか、適している場合にはどのような申立てをすればよいのかなどについて、説明・案内を行っています。

申立て

家事審判手続及び家事調停手続は、原則として当事者又は利害関係人からの申立てによって始まります。申立てをするには、家庭裁判所に解決してほしい事柄やその他の事情など一定の事項を記載した「申立書」を家庭裁判所の受付に提出します。申立書等は、家庭裁判所の窓口へ備え付けてあるほか、裁判所ウェブサイト (<https://www.courts.go.jp/>) で書式をダウンロードできます。申立書の作成など具体的な手続や方法については窓口で説明します。

申立ての際の費用として、所定の手数料（1件当たり800円又は1,200円）と、当事者・関係人に対する通知や連絡のために使用する郵便切手を納めることが必要です。また、申立てに際しては、戸籍謄本等の必要書類を添付する必要があります。